

「川崎市営霊園」への指定管理者制度の導入について**ご意見をお寄せください**

川崎市営霊園（緑ヶ丘霊園、早野聖地公園）では、利用者の皆様のさらなるサービス向上を図るため、民間活力を用いた指定管理者制度の導入を検討しています。

指定管理者制度の導入により、民間事業者の持つノウハウ、創意工夫により柔軟できめ細かいサービスが期待できます。

つきましては、よりよい市営霊園を目指すため、皆様から市営霊園へ指定管理者制度を導入することについて御意見を募集します。

1 意見募集の期間

平成 25 年 2 月 26 日（火）～平成 25 年 3 月 27 日（水）

※郵送の場合は、3 月 27 日（水）の消印まで有効です。

2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

(1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールをご利用ください。

(2) ファクシミリ

FAX 番号：044（811）6251

（川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所）

(3) 郵送又は持参

〒213-0033 川崎市高津区下作延 1241 番地

川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所

《注意事項》

- ・ ご意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。
- ・ 個人情報については、提出されたご意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。
- ・ 電話や口頭でのご意見の提出はご遠慮ください。

3 資料の閲覧及び配布場所

各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）、霊園事務所、早野聖地公園事務所、川崎市ホームページ

4 問い合わせ先

川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所

電話：044（811）0013 FAX 番号：044（811）6251

E-mail: 53reien@city.kawasaki.jp

1 川崎市営霊園の概要

本市の霊園は埋葬場所としてだけでなく、緑の保全やレクリエーション機能をあわせもつ都市計画法に基づく墓園として計画されています。

現在は、緑ヶ丘霊園と早野聖地公園の2霊園を開設しています。

緑ヶ丘霊園は、昭和15年に都市計画決定され、昭和18年に開設し現在ほぼ完成した霊園となっています。

また、緑ヶ丘霊堂は、昭和40年に建設され管理運営されてきましたが、既設納骨堂の収蔵数が許容数量に近づいたため、平成24年に増設を行っています。

早野聖地公園は、昭和44年に都市計画決定され、昭和46年から用地取得や墓地の造成工事を進めている本市第2の霊園です。

一般墓所のほか、新形式墓所である「壁面型墓所」や「芝生型墓所」、「集合個別型墓所」が整備され供用されていますが、現在も新規の墓所を整備しています。

霊園位置図



(2) 早野聖地公園

所在地 川崎市麻生区早野732番地

管理面積 36.2ha

○主な施設

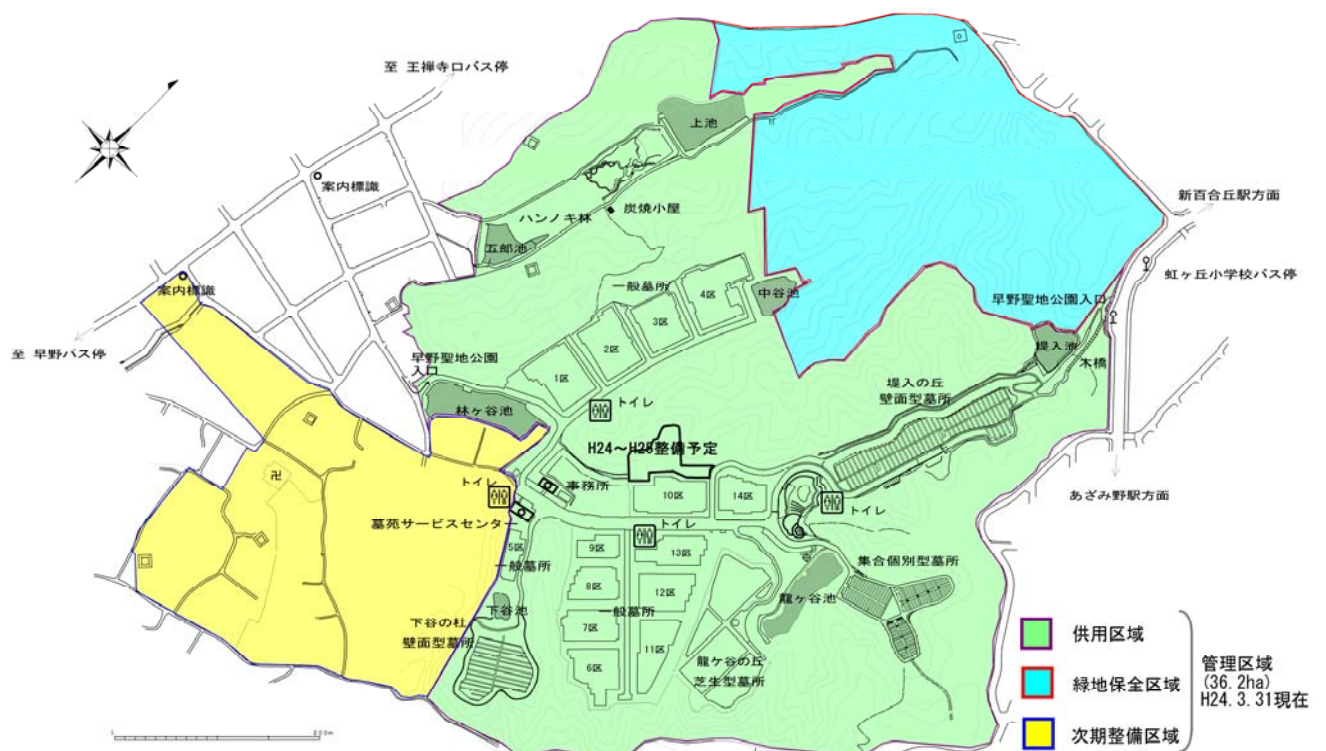
- ・墓所

平成24年4月現在			管理墓所増加予定数			
種別	箇所数	総管理数	年度	種別	箇所数	
一般墓所 (4㎡)	4,858	11,912 ※注1	26	壁面型墓所	500	
新形式墓所	壁面型墓所		3,002	27	壁面型墓所	250
	芝生型墓所		2,000	28	壁面型墓所	250
	集合個別型墓所		2,052	29	壁面型墓所	200
			30	壁面型墓所	200	

※注1 指定管理開始の平成26年度には、墓所数は500箇所増加し12,412箇所となりその後毎年増設する予定

- ・園路 (園路、木橋、木道他)
- ・修景施設 (噴水、植栽、花壇、芝生他)
- ・休養施設 (休憩所7棟、ベンチ他)
- ・便益施設 (トイレ4棟、駐車場25台、水汲場他)
- ・管理施設 (管理事務所1棟、墓苑サービスセンター1棟、倉庫・車庫1棟、照明施設、ゴミ箱、門、柵、給排水設備他)

早野聖地公園



- ・管理区域内には、市道、池で管理の対象にならない敷地が一部あります。
- ・管理区域内には、管理の対象にならない用地未取得地の民有地があります。
- ・次期整備区域内には、管理の対象になる用地取得済みの整備予定地があります。
- ・管理区域内の用地未取得地の民有地の用地取得の進捗に伴い、管理の対象となる面積が増加します。

2 指定管理者制度導入の考え方

(1) 導入理由及び効果

(ア) 墓地管理運営サービスの向上

- ① 「墓地埋葬等に関する法律」に基づく遺骨の受け入れ・返却や、「墓地条例」等に基づく墓地使用者の確認だけでなく、例えば改葬申請に合わせて、その他関連して必要となる書類や問い合わせ先を案内するなど、指定管理者の専門的な知識を活かしたきめ細やかな相談・窓口業務を行うことができます。
- ② 利便性を高めるための自動販売機をはじめとした、墓地利用者が求める物品の販売や、高齢者のための一般墓所個別清掃サービスなど自主事業の展開が期待できます。

(イ) 施設維持管理サービスの向上

- ① 墓地管理運営との緊密な連携により、窓口における樹木の墓地への越境や隣接墓地の管理などの苦情・要望に円滑に対応できることで、墓地利用の快適性や安全管理の向上が期待できます。
- ② 緑ヶ丘霊園の花見管理や早野聖地公園の自然散策紹介など、霊園における公園的機能の向上により、墓参者やそれ以外の利用者にも快適な余暇空間の提供が期待できます。

(2) 指定管理者への業務の移行内容

	現 在	指定管理者制度
窓口業務等	墓地業務 使用許可及び墓地工事許可は直営業務とし、各種届け出の受理や、墓地管理料窓口徴収、墓籍台帳電算システム入力等は業務委託により実施しています。	基本的に指定管理者業務としますが、一部許認可等については本市の業務とします。
	霊堂業務 使用許可は直営業務とし、各種届け出の受理や、使用料徴収、墓籍台帳電算システム入力は業務委託により実施しています。	
維持管理業務	警備、清掃、樹木管理、草刈業務、施設の補修などは、本市が個別発注し監督業務を行っています。	基本的に指定管理者業務としますが、大規模修繕工事については本市の業務とします。
管理運営業務	墓地募集業務や、無縁改葬に伴う縁故者調査、使用許可取り消し、墓地管理料納入通知、墓籍台帳電算システムの管理は市が行っています。	基本的に指定管理者業務としますが、使用許可取消判断等の行政行為に関しては本市の業務とします。 墓籍台帳電算システムの管理は、引き続き本市の業務とします。
自主事業		指定管理者の創意工夫により、葬儀等相談サービスや一般墓所個別墓所清掃サービス、売店業務等、利用者サービス向上に向けた様々な提案が見込まれます。

(3) 指定管理者制度導入後も本市が行う業務

本市が行う業務	
●	墓地使用に関する許認可業務
●	使用料、管理料徴収
●	事業・整備計画
●	墓地整備、大規模修繕の工事設計・監督
●	財産管理（境界確定、使用許可）
●	制度改正・規定整備
●	指定管理者の指導、監督、評価

3 墓地使用料、管理料等について

墓地使用料、管理料および霊堂使用料等については現行通りとし変更はありません。

平成 24 年 4 月 現在

種別	区分		金額(円)	備考
墓地使用料	緑ヶ丘霊園	一般墓所	250,000 /m ²	永代
		一般墓所	165,000 /m ²	永代
	早野聖地公園	壁面型墓所	1,403,000 /箇所	永代
		芝生型墓所	1,304,000 /箇所	永代
		集合個別型墓所	717,000 /箇所	永代
墓地管理料金	緑ヶ丘霊園	一般墓所	700 /m ²	1年間
		一般墓所	700 /m ²	1年間
	早野聖地公園	壁面型墓所	7,200 /箇所	1年間
		芝生型墓所	7,200 /箇所	1年間
		集合個別型墓所	4,100 /箇所	1年間
霊堂使用料	緑ヶ丘霊堂		32,000 /1遺骨	20年間
使用許可証書き換え手数料	早野聖地公園	壁面型墓所 芝生型墓所 集合個別型墓所	1300 /件	
使用許可証再交付手数料	墓地		500 /件	
	霊堂		300 /件	
墓地内土地一時使用料	墓地		500 /件	

4 今後のスケジュール

